

海外経済要録

米州諸国

◇フォード大統領の予算教書

フォード大統領は2月3日、1976会計年度(1975年7月~76年6月)の予算教書を議会に提出した。今年の予算教書では、1月15日に発表された一般教書に示された経済運営についての大統領の基本的考え方方に沿って、不況対策に最優先順位をおく一方、インフレ抑制を図り、また石油の輸入依存度を減らすための諸施策(エネルギー対策)も実施することを76年度予算の主たる目標としている。このため不況対策として約160億ドルの減税措置を打ち出す一方、インフレ対策としてエネルギー対策以外の新規歳出計画の停止や連邦公務員給与および消費者物価指数に連動している社会保障、軍人恩給等の増加率を5%以下に抑制するなど、財政規模の圧縮にかなり力が入れられている。さらに、エネルギー対策としては輸入石油に対する課徴金等を賦課する一方、これによる歳入増は、不況対策の観点から上記約160億ドルの減税のほか別途税制改正などを行い民間に還付することとされている。このように上記三つの主要目標に対する施策が複雑にからまっているため、財政の経済に与える効果が不鮮明になっているが、本教書では「財政支出の拡大ではなく、減税こそが経済を新しい成長路線に転換させるかぎである」と表明している。予算の概要は次のとおり。

(1) 予算規模は、歳入2,975億ドル(前年度実績見込み比+6.7%)、歳出3,494億ドル(同+11.5%)で、収支じりは赤字519億ドルと平時としては史上最高の赤字(前年度実績見込み347億ドルの赤字)となっている。なお、完全雇用予算における収支じりは120億ドルの黒字(前年度見込み170億ドルの黒字)、国民所得勘定ベースでは559億ドルの赤字(前年度見込み361億ドルの赤字)となる。

(2) 岁入面では、個人所得税は74年の個人所得税納稅額の現金還付(総額約120億ドル、76年度はうち73億ドル)や恒久減税(約250億ドル)措置などから前年を大幅に下回る(前年度実績見込み比-9.7%)と見込まれて有一方、法人税は投資税額控除率の引上げ(総額約40億ドル、76年度はうち29億ドル)や法人税率の引下げ(66億ドル)など減税措置があるものの、一方で石油業界に対する超過利得税(windfall profit tax、163億

ドル)の実施から、また消費税は石油輸入課徴金や石油消費税等の実施(190億ドル)から、それぞれ大幅な税収増になると見込んでいる。このため、結局全体としてはほぼ前年度並みの税収の伸びを計上している。

(3) 岁出面では、全体的にはこれといった大きな特徴がないなかにあって、1968年度以来予算総額に占める比率が減少してきた国防予算の大幅増額(前年度実績見込み比87億ドル増と歳出増加額の約4分の1相当)が図

米国の1976年度予算案

(単位・億ドル)

	1976年度 予算案	1975年度 実績見込み
歳 入	2,975(6.7)	2,788(5.2)
歳 出	3,494(11.5)	3,134(16.8)
収支(△)じり	△ 519	△ 347
歳入内訳		
個人 所 得 税	1,063(△ 9.7)	1,177(△ 1.1)
法 人 税	477(23.9)	385(△ 0.3)
社 会 保 障 税	916(6.3)	862(12.2)
消 費 税	321(61.3)	199(18.5)
そ の 他	198(20.7)	164(19.7)
歳出内訳		
國 防 費	940(10.2)	853(8.5)
國 際 関 係 費	63(28.5)	49(36.1)
宇 宙 開 発・ 科 学 技 術 関 係 費	46(9.5)	42(—)
農 業 関 係 費	18(—)	18(△18.2)
天 然 資 源・環 境 整 備・ エ ネ ル ギ 一 関 係 費	100(6.4)	94(46.9)
商 業・運 輸 関 係 費	137(16.1)	118(△ 9.9)
地 域 開 発 費	59(20.4)	49(—)
教 育・労 働 費	146(△ 0.7)	147(26.7)
保 健 関 係 費	281(6.0)	265(19.9)
社 会 保 障 関 係 費	1,187(11.2)	1,067(26.4)
復 員 軍 人 関 係 費	156(0.6)	155(15.6)
國 債 利 子	344(9.9)	313(11.4)
一 般 行 政 費	32(23.1)	26(21.2)
一 般 地 方 交 付 金	72(2.9)	70(4.4)
そ の 他(重複控除等)	△ 121	△ 161
(参考)		
完全雇用予算ベース		
歳 入	3,520(9.0)	3,230(14.5)
歳 出	3,400(11.1)	3,060(14.6)
収支(△)じり	120	170
国民所得勘定ベース		
収 入	3,051(6.1)	2,876(5.1)
支 出	3,610(11.5)	3,237(16.3)
収支(△)じり	△ 559	△ 361

(注) カッコ内は前年度比増減(△)率(%)。

米国の歳出項目構成比の推移

(単位・%)

	1976年度 予算案	1975年 度実績見込み	1974 年度	1973 年度	1972 年度	1968 年度
国 防	26.9	27.2	29.3	30.5	33.4	44.4
人 的 資 源 計 画	50.7	52.0	49.0	46.9	44.7	31.9
そ の 他	22.4	20.8	21.7	22.6	21.9	23.7

(注) 「人的資源計画」の予算は、教育・労働、保健、社会保障、復員軍人の各支出合計額。

られているのが目だっている。一方、近年増高がみられる教育・労働、保健、社会保障などのいわゆる人的資源(Human resources)関係支出は、失業保険や公的補助などの社会保障費が失業急増から大幅に増加しているにもかかわらず、その他の項目は上記支出抑制方針を映して小幅増ないし微減となっているところから、結局全体では前年度実績見込み比+8.3%(前年度同+24.2%)にとどまっている。

(4) なお、77年度から予算年度が10月から翌9月までに変更される(49年7月号「要録」参照)ことに伴い、76年7~9月期を「過渡四半期」として別途下表のような歳入歳出予算案が提示されている。

米国の会計年度変更による1976年7~9月期予算案

(単位・億ドル)

歳 入	844
歳 出	943
収支(△)じり	△ 99

◇ フォード大統領の経済報告

フォード大統領は2月4日、1975年の経済報告を議会に提出した。経済報告の内容は1月15日の一般教書のほぼ繰り返しだあるが、それに付属する大統領経済諮問委員会報告では、恒例の国内経済動向と政策の回顧と展望、国際経済問題のほか、インフレ問題および失業問題に、3、4章を当てて詳細な分析を乗せているのが特色である。主要点は次のとおり。

(1) 1974年の米国経済は、産油国の対米石油禁輸と輸入石油価格の大幅上昇でスタートしたが、その後需要、生産に大幅な落込みがみられたため、平和時としては戦後最大の景気後退に陥り、失業が増加を続けた一方、物価上昇率も戦後最大となるなど、きわめてきびしい年(very difficult year)であった。

(2) このような情勢下、フォード大統領は景気回復を図るために年初の一般教書において120億ドルの減税措置実施の方針を打ち出した(詳細2月号「要録」参照)。これを前提とすると75年の実質GDPは年前半中引き続き落込みがみられるものの、春先以降住宅投資、個人

消費、在庫投資、設備投資の順に徐々に立ち直り、年後半に入つてから全体としても回復に向かうものとみられる。もっとも、年前半中の大幅な景気落込みの結果、第4四半期の生産はほぼ年初と同水準程度にとどまり、75年中のGDPとしては名目で約1兆5,000億ドルと前年比約7.25%増加(74年同7.9%増)するものの、実質では約3%減(74年同2.2%減)と2年連続のマイナス成長が見込まれている。また、GDPデフレーター上昇率は11%(第4四半期には年率7%)、失業率は8%強と予想されている。なお、名目GDPを需要項目別にみると次のとおり(前年比、カッコ内は1974年の前年比<速報計数>)。

個人消費	10%増 (8.9%増)
設備投資	4%増 (9.4%増)
住宅投資	5%減 (19.6%減)
在庫投資	約180億ドル減 (20億ドル減)
連邦政府購入	8.5%増 (9.2%増)
地方政府購入	12%増 (13.3%増)

(3) 1965年以降のインフレ進捗の原因は明らかに総需要の伸びが総供給の伸びを大幅に上回ってきたことによるものであるが、かりに政策当局が拡大的な金融財政政策を行わなければ、このような需要の急増は生じなかっただろう。本年は一般教書にみられるように景気対策を打ち出しているが、ようやく鎮静化傾向にあるインフレを再燃させないために金融財政政策は節度を守ることが必要である。

(4) 失業率と賃金・物価上昇率との間には負の相関関係があるといわれてきたが、長期的にみると失業者構造の変化などもあって、こうした負の相関関係は必ずしもあてはまらないようと思われる。なお、米国の失業率は転業異動率が高いことや自家営業の比率が低いこと(家族労働者は失業者として報告されない場合が多い)などから、他国に比し失業率が高めに出る傾向がある。

(5) 対外経済面については、エネルギー危機を契機として、各国においてインフレの高進、失業の増加、国際収支の不均衡拡大という事態が発生、国際経済環境は厳しい局面に立たされることとなった。しかし、石油赤字に基く石油輸入国に対する外債払上の問題は国際的協調により改善の方向に向かっている。また貿易制限も新国際ラウンド推進の精神に沿って回避されている。今後についても、米国では74年通商法案の成立をみたことでもあり、本年後半以降多角的な通商交渉を開始し、関税率の引下げや非関税障壁の撤廃等国際貿易体制の自由化を一段と推進させる考えである。また

食糧、エネルギー問題などの解決をめざし、諸外国との話し合いを今後とも続けていく意向である。

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は2月4日、ボストン、ニューヨーク、フィラデルフィア、クリーブランド、リッチモンド、アトランタ、ミネアポリス、ダラス、サンフランシスコの9連銀が公定歩合を7.25%から6.75%に引き下げ5日から実施することを承認した旨発表した。統いて5日にはシカゴ連銀の追随引下げ(6日実施)を承認、さらに6日にセントルイス、カンサスシティ両連銀(7日実施)の同様の引下げを承認した。

今次引下げ措置は、昨年12月(8.0→7.75%)および本年1月(7.75→7.25%)に続く3回目のものである。

今次措置の趣旨につき同理事会は、「ここ数週間ににおける短期市場金利の低下に追随したものである」と説明している。

◇米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

フォード大統領は2月20日、3月末に期限到来の国庫債務臨時限度額(950億ドル、ほかに永久限度額4,000億ドル)を本年6月30日までの期限付きで1,310億ドルに引き上げる(この結果、債務限度額全体では5,310億ドル)法案に署名した。

政府原案では、臨時限度額を明年6月30日までの期限付きで950億ドルから2,040億ドルに1,090億ドル引き上げる(債務限度額全体では6,040億ドル)こととしていたが、議会審議の過程で、上記のように修正されたものである。

◇カナダ、特許銀行の第2線準備率を引下げ

カナダ銀行は2月28日、特許銀行の第2線準備率を75年3月以降6.0%から5.5%に引き下げる旨発表した。今次措置は、昨年12月(8.0→7.0%)および1月(7.0→6.0%)の引下げに続くものである。

今次措置について同行のブイ総裁は、「今回の引下げにより特許銀行は第一次的には余剰資金を増加させるであろうが、銀行の流動性に与える最終的効果は、12月、1月の場合と同様、公開市場操作等による当局の資金吸収いかんにかかっている」と述べている。

歐 洲 諸 國

◇E C 蔽相會議、新歐州通貨単位の創設問題等を検討

E C 蔽相會議は、2月17日ブリュッセルで開催され、

①新歐州通貨単位の創設、②域内中央銀行間の金売買、③貿易制限の回避、④経済政策の調整、など各種問題が検討された。今回は貿易制限の回避に関する合意のほかは格別の決定は行われず、次回(3月18日、ダブリンで開催)以降に持ち越された。これら問題の検討状況は概要次のとおり。

- (1) 新歐州通貨単位の創設問題……フルカード・フランス蔵相から「米ドル相場の軟化に伴う新たな動きなど、最近の情勢展開を考慮すると、欧州通貨のみで構成される新歐州通貨単位の創設を急ぐ必要がある」との主張がなされたが、他の加盟国の賛意を得るに至らず結局問題を持越し。
- (2) 域内中央銀行間における金売買の自由化問題……専門家会議による技術的な検討結果(注)をもとに討議が行われたが、格別の進展なし。
- (3) 貿易制限の回避に関する合意……「輸入制限以外に国際収支改善の道なし」とする英國ケンブリッジ・グループの提言に関連し、加盟国は人為的な貿易制限措置をいっさい実施しない旨合意。
- (4) 経済政策の調整……各国の経済情勢と見通しにつき、若干の意見交換が行われたが、経済政策の協調的運営に関する具体策の決定は次回に持越し。

(注) E C 中央銀行専門家グループ(委員長 Vandepitte ベルギー中央銀行総裁)は、E C 蔽相會議の席上、金決済問題に關し概要以下のようす提言を行ったと伝えられている。

- (1) E C 加盟国は、域内中央銀行相互間および域内中央銀行と自由市場間の金売買を認めることとする。ただし、この取決めの有効期間はさしあたり2年間とし、また米国を含む他の主要先進国の参加を認める。
- (2) 本取決めの実行にあたり、金売買の結果取決め参加国総体の金準備保有量が増加しないことを条件とする。
- (3) 取決め参加国と非参加国との間の金売買は自由市場取引とみなす。
- (4) 本取決めは、市場価格が暴落(とくに非参加国の売却による暴落)した場合には再検討する。
- (5) その他検討を要する若干の技術的问题は次のとおり。
イ. 上記(2)の条件遵守との関連で、金の売却先行を義務づけることの可否(すなわち対自由市場取引にあたり、金の買入れ先行を容認するか否か)。
ロ. 取決めの管轄機関(本報告では、E C 通貨協力基金あるいはB I S のいずれかを提案)。

◇E C 、1975/76 農業年度の農産物価格等を決定

E C 農相理事会は、2月10~13日開催(ブリュッセル)の会議において、1975/76 農業年度の農産物価格を前年度比平均10.1%引き上げることで合意に達した。もっとも、同理事会では同時に各国通貨のE C 計算単位(uc)に対する平価調整(注)を実施したため、各国内価格平均上昇率は、以下のとおり切下げ国では平均より高く、一方、切上げ国では平均より低いものとなった。

アイルランド 15.0%、イタリア 13.0%、英國 12.5%、フランス 11.5%、デンマーク 10.1%、ベルギー、ルクセ

E C の主要品目価格改訂状況

品 目	実 施 日 (新年度開始日)	価格上昇率 (前年度比・%)	備 考
硬質小麦	1975. 9. 1	+ 8	補助金トン当たり 24.29uc
軟質小麦	〃	+ 9	〃
大麦	〃	+ 9.4	
ライ麦	〃	+ 11	
米	〃	+ 10	
てんさい	7. 1	+ 15	
野菜・果物 (なし、りんごを除く)	—	+ 11	
ぶどう酒	12.16	+ 8	
牛乳	2. 3	+ 10.7	2月3日 +6.0%、9月16日 +4.7%
牛肉	3. 3	+ 8.5	
豚肉	8. 1	+ 8.5	
絹	5. 1	+ 10	

ンブルクおよびオランダ 9.3%、西ドイツ 8.0%。

(注) 農産物価格に適用される各國通貨の E C 計算単位に対する平価は次のとおり(カッコ内は従来の平価)。

アイルランド・ポンド	1 uc = 0.537(0.513)
イタリア・リラ	〃 = 857 (833)
英ポンド	〃 = 0.51 (0.499)
フランス・フラン	〃 = 5.633(5.55)
デンマーク・クローネ	〃 = 7.578(7.578)
ベルギー・フラン	〃 = 49.64 (50.0)
オランダ・ギルダー	〃 = 3.419(3.44)
ドイツ・マルク	〃 = 3.58 (3.66)

◆ E C 、発展途上46か国との連合協定を締結

1. E C は2月28日、トーゴ共和国の首都ロメにおいて、アフリカ、カリブ海、太平洋地域の発展途上46か国(注1)(ACP諸国、African, Caribbean and Pacific countries)との間に連合協定(期間5年)を締結した。

本協定の概要は以下のとおり。

- (1) E C は、ACP諸国産品の輸入を原則として自由化する(関税、数量制限の撤廃。ただし、米、野菜等一部 E C 共通農業政策の対象品目は除く)。一方、ACP諸国に対しては E C 商品の輸出に対する特恵は求めない。
- (2) 砂糖については、E C は ACP諸国中12か国から、協定期間中毎年1,260千トン輸入する。その場合 E C 域内価格を最低保証価格とする。
- (3) E C は、ACP諸国の特定産品(注2)の輸出所得が相場の下落等により減少した場合にこれを補てんするため、輸出安定化基金(資金規模375百万uc)を創設する。
- (4) E C は、ACP諸国の産業開発等に資するため、5年間に総額3,015百万ucの財政援助を行う(うち無償供与2,100百万uc、融資915百万uc)。

2. E C と発展途上国との貿易・援助関係は、これまで旧 E C 6か国とアフリカ諸国とのヤウンデ、アルーシャ協定や、英国と旧英連邦諸国との結びつきなどを軸としていたが、英國の E C 加盟後、拡大 E C とこれら諸国との包括的な連合関係樹立をめざして73年7月以降交渉が進められ、ようやく本協定締結の運びとなったものである。

(注1) 発展途上46か国の内訳は次のとおりである。

- (i) 旧ヤウンデ協定締結国(アフリカ19か国)
ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ共和国、コンゴ、コートジボアール、ダホメ、ガボ

ン、オートボルタ、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、ルワンダ、セネガル、ソマリア、チャド、トого、ザイール、モーリシャス。

- (ii) 旧英連邦諸国(21か国)

ケニア、ウガンダ、タンザニア(以上3か国は旧アルーシャ協定締結国)、ボツワナ・ガンビア、ガーナ、レソト、マラヴィ、ナイジャリア、シエラレオネ、ス威ジランド、ザンビア……以上アフリカ諸国。

バルバドス、ギアナ、ジャマイカ、パラマ、グルネード、トリニダードトバゴ……以上カリブ海諸国。

フィジー、サモア、トンガ……以上太平洋地域諸国

- (3) その他6か国

エチオピア、ギニア、赤道ギニア、ギニアビサウ、リベリア、スードン

(注2) 対象産品は、落花生、カカオ、綿花、ヤシ油、バーム油、皮革、木材、バナナ、茶、シザル麻、鉄鉱石。

◆ 英国政府、経済見通しを発表

1. 英国政府は1月30日、恒例の財政白書において1978年度までの経済見通しを発表した。同見通しの概要次のとおり。

- (1) 今後の政策目標を、①78年度までの経済成長率目標を年平均実質約3%、②国際収支を80年までに均衡化、③必要な国内の産業投資を確保、などの達成に行くならば、これには個人消費および公共支出の伸び率を極力小幅にすることが必要。
- (2) 73~79年の平均実質経済成長率につき2.5%、3.0%、3.5%の3ケースを想定すれば、個人消費の許容増加率はそれぞれ0.4%、1.1%、1.7%。
- (3) 公共支出の許容されうる増加率は年2.75%(本年度は前年度比9.5%に達するので、明年度以降は年2.25%増以内に抑えることが必要)。
- (4) 公共支出のなかでは、老齢年金・給付金、住宅など福祉関連支出のほか、国有企業の投資、地域開発、農業生産の効率化等に資する支出にプライオリティを設

定。

(5) 食料品に対する政府の補助金は、75年度までは現状維持、その後は漸減する。

2. 本白書に対する一般の受取り方は、「個人消費および公共支出の抑制をはっきり打ち出していることは一応評価できるが、過去の実績をみるかぎり公共支出の予測は単なる努力目標にとどまっていた」として、その実効を疑問視している。また、生産の伸びよりも個人消費の伸びを低く抑えることは増税を意図しているものとみられており、「税負担の増加や実質生活水準の低下に国民が同意しうるかどうか問題であり」、「必要なことは公共支出、とくに地方財政のいっそうの抑制である」との反響もみられる。

◇英國エコノミスト・グループ、輸入規制の導入を提言
1. ケンブリッジ大学の W. Godly 応用経済学部長(注)を中心とするエコノミスト・グループ(Cambridge Economic Policy Group)は 2月16日、1975~78年の英國経済見通しを発表し、国際収支改善、雇用水準引上げ、物価安定などの諸目標を達成するために、財政赤字の圧縮ならびに輸入規制の導入を提言した。

(注) W. Godly は前大蔵省景気予測担当官。また、同グループの F. Cripps 博士は Benn 産業相の economic adviser であり、同グループの現政府の政策に与える影響は少なくないといわれている。

2. 同提案の概要は以下のとおり。

(1) もし、政府が現在の経常収支赤字(1975年見通し 36 億ポンド)を放置したまま、失業回避を目的としてリフレ政策をとれば、1978年の経常収支赤字は 52億ポンドにも達する一方、ポンド相場は大幅に低落、急速なインフレーション傾向も引き続き改善されまい。
(2) 1978年までに経常収支の赤字を年間 25億ポンドにまで縮小させるためには、財政面では、財政赤字を現在予想されている水準の 6割強程度(年間 40~50 億ポンド)に圧縮することが必要である。ただ、それを増税のみによって、達成することは適当でなく、北海石油からの収入(royalty, oil tax など、1978年までに年間 12 億ポンド程度)を期待に入れても、なお相当程度公共支出を抑制する必要があろう。

(3) 貿易面ではネット輸出(輸出マイナス輸入)の増加を図ることが必要であるが、これをポンド相場の切下げによって実現しようとすれば、その幅はきわめて大きなもの(1975年30%、その後はさらにこれを上回る大幅切下げ)にならざるをえず、これにともなうインフレーション効果はたえがたいものとなろう。失業の急増、ポンド相場の急落を回避しつつ、経常収支の改善を

図る唯一の手段は割当て制もしくは高関税による輸入の規制であり、最終製品の輸入増加率は年 9%(過去 5 年間の実績の半分)以下に抑えることが必要である。

(4) 以上により個人消費は引き続き堅実な伸びを続け、生活水準は戦後平均(年 3.5%)を上回るテンポで上昇することが可能となろう。

3. なお、政府の Edmund Dell 支出総監は 2月17日、ブリュッセルで開かれた E C 蔵相会議理事会の席上、英國政府としてはかかる輸入規制の導入意思はない旨明言したと伝えられる。

◇英國政府、新産業法案を発表

1. 英国政府は 1月31日、企業の国有化に関する新産業法案(Industry Bill)を発表、議会に提出した。本法案は昨年 8月の「英國産業の再生」と題する白書(49年 9月号「要録」参照)の線に沿ったものであり、注目すべき点は次のとおり。

(1) 新たに設置される国家企業公社(National Enterprise Board)の機能として、従来のような経営不振企業の国有化にとどまらず、収益性の高い製造業の株式取得(public ownership)をも含む。
(2) 同公社の投資資金規模は当初 7 億ポンドとし、最高限度 10 億ポンド。
(3) 同公社の 1 民間企業の株式取得が投票権の 30% 以上、あるいは 10 百万ポンドを超える投資を行う場合には産業相の同意が必要とされる。
(4) 政府は、必要に応じあらゆる企業から投資、販売、雇用等の経営計画に関する情報の提供を求めることができ、この情報は国益に反しないかぎり当該企業の労組にも明らかにされる。

2. Benn 産業相は、「本法案は英國経済の弱体化を招いた製造企業の不振を是正するための長期戦略であり、将来は労働者が事業計画について経営者と同等の地位を持つことになろう」と述べている。

これが反響については、労働組合評議会(TUC)が「労働者の経営参加に道を開くもの」として感好しているのに対し、英國産業連盟(CBI)は、「政府は、わが国がまさに必要としている政府と産業界の建設的関係を促進する絶好の機会を放棄した」と非難、保守党も「これは自由経済システムを破壊するもの」と反発している。

◇英國産業金融会社、初の債券を発行

1. 英国産業金融会社(Finance for Industry Ltd(注))は 2月13日、以下の条件で初の公募債を発行した。

発行総額	75百万ポンド
発行価格	99.5 ポンド(額面100ポンド)
表面金利	13%
応募者利回り	13.11 %
償還期日	1981年

2. これは、政府が昨年11月の補正予算において、企業助成策の一環としてFFIを通じ今後2年間に10億ポンドの生産投資向け中期資金を供給する旨明らかにした方針に沿って、FFIが資金調達のため債券発行を実施したものである。なお、本債券発行は金利低下傾向のおりでもあり、募集開始とほとんど同時に応募超過となつたと伝えられる。

(注) FFIは、1929年 Companies Act により設立された中長期専門金融機関のFCI(工業金融会社、Finance Corporation for Industry Ltd.)とICFC(商工金融会社、Industrial and Commercial Finance Corporation Ltd.)が73年11月に合併してできた民間企業向け中長期貸付機関であり、英蘭銀行およびLondon, Scottish clearing banksなどが共同出資している(75年2月現在の払込み資本金は1億ポンド)。

◇英蘭銀行、増加額ベースによる特別預金制度を一時停止

英蘭銀行は2月28日、1973年12月から実施してきた金融機関の利付債務増加額に適用される特別預金制度を当分の間停止する旨発表した(49年1、5、12月号「要録」参照)。

これは、最近の企業需資の停滞、金融機関の利付債務増加率が小幅にとどまっていること(1月央で増加率は6.75%と基準増加率18.5%を大きく下回る)などの情勢を考慮したもので、本措置はあくまで一時的なものであり、英蘭銀行は必要な際はいつでも noticeなしに再開できる権利を留保している。

なお、本措置と同時に、1万ポンド未満の小口預金の金利の上限を9.5%とする、英蘭銀行の市中銀行に対する要請(1973年9月)は撤廃された。これは、すでに手形交換所加盟銀行が当該金利を9%に引き下げていることから、実情にそぐわなくなったと判断されたためである。

◇英国、イランとの新通商協定を締結

1. 英国政府は1月29日、イランとの間に経済協力の促進を盛り込んだ新協約を締結した。主な内容は次のとおり。

- (1) 農工業分野における両国企業の合弁事業の推進。
- (2) 鉄道の電化、住宅・病院の建設、商品流通機構の整備などを含む新しい分野での協力の促進。
- (3) イランに対する船舶の輸出。

(4) 今春に金融会議を開催。

2. 本協定に基づく英國のイランに対する資本財、技術の輸出は今後総額450~500百万ポンドに上るものとみられており、Peter Shore通商相も議会において、「本協約は、わが国企業にとっても新しい雇用機会が得られるという意味で貴重なもの」と述べている。

◇英国、輸出促進策を発表

英國政府は2月20日、E C域外諸国を対象とした輸出促進策を発表した。本措置はコスト・インフレにより輸出が阻害されるのを防ぐことを意図した政府の輸出保証であり、その内容は次のとおり。

- (1) 政府は金額2百万ポンド以上、製造期間2年以上の輸出契約を輸出保証の対象とする。
- (2) 輸出契約後のコスト上昇が10%を超える場合には、20%までの範囲内でそのコスト上昇分の85%を政府が保証する(コスト上昇が10%までの範囲内の場合は輸出業者の自己負担)。

(3) また現金契約の場合は、10%から25%までの範囲内のコスト上昇分の90%を政府が保証する。

なお、政府が近く国会に提出する輸出保証法修正法案に、本スキームの詳細が盛り込まれるものとみられている。

◇西ドイツ、公定歩合を引下げ

1. ブンデスバンクは2月6日の定期中央銀行理事会において、公定歩合を6.0%から5.5%へ、債券担保(ロングペード)貸付歩合を8.0%から7.5%へ、それぞれ0.5%引き下げ2月7日から実施する旨決定、発表した。今回の引下げは、昨年10月、12月に続き3回目のもので、通計引下げ幅は公定歩合、債券担保貸付歩合とともに1.5%となった。

2. 同行コミュニケーションによれば、「本措置はこれまでの『慎重な金融緩和路線』をさらに一步進めたものであって、これにより経済界の金融面での制約はいっそう軽減されることとなる。ただ、これがインフレとの戦いを妨げない範囲での負担緩和であることはいうまでもない」と説明されている(なお、今次措置の背景等については「国別動向」参照)。

◇西ドイツ、2年もの割引大蔵省証券を発行

西ドイツ政府は2月7日、財政赤字補てんのため2月14日以降毎月、2年もの割引大蔵省証券(Finanzierungs-Schäften)を発行する旨発表した。本証券が従来の大蔵省証券と異なる点は、①とくに国内(個人ならびに法人)

向けに限定発行されること、ならびに②取扱い窓口が拡大し、従来の州中央銀行支店に加え市中金融機関も含まれること、である。発行条件等は次のとおり。

額 面 5,000~100,000マルク(1,000 マルク刻み、現物は発行せず、登録証券とする)

期 間 2年

表面金利 6.5%(応募者利回り7.21%)

◇西ドイツ、小規模個人銀行2行の破たん表面化

西ドイツでは、2月中に次の二つの個人銀行が、有価証券、不動産等の業務行きづまりを主因に、銀行業務を停止した。なお両行とも業容はきわめて小規模であり、他への影響は軽微とみられている。

(1) Privatbankgesellschaft Herbert Eiden

ハンブルク所在、総資産5百万マルク以下、2月24日銀行業務停止。

(2) Bankgeschäft Karl Meinhardt

フランクフルト所在、総資産10百万マルク以下、2月28日銀行業務停止。

◇フランス、社会福祉・農業対策等の財政措置を発表

ジスカールデスタン大統領は2月25日、当面の経済・社会問題に関するテレビ演説で、「景気の現状は経済活動を徐々に支持することが必要かつ可能な段階にある」旨表明するとともに、インフレの高進によりとくに打撃を受けている低所得層、農家に対し、総額43.45億フランにのぼる財政援助を実施する旨発表した。

財政措置の概要は次のとおり。

(1) 老齢年金支給額を、4月1日から1日当り18フランから20フランに引上げ……支出額12.5億フラン。

(2) 政府給付家族手当を、4月1日から7%引上げ……同4億フラン。

(3) 酪農家に対し補助金を支給(農家1戸当り2,400フランを限度に乳牛1頭につき160フラン支給)……同13.5億フラン。

(4) 全農家(ただし高額所得農家<全体の6%>は除く)に対し一率1,200フランを支給……同13.45億フラン。

(5) 「準失業者」(労働時間の削減、一時帰休等対象者の生活保障に関する政府補助を近い将来引き上げることを確約(準失業者に対する現行手当は時間当り5.10フラン、このうち政府支出は2.10フラン)。

◇フランス、公定歩合を引下げ

1. フランス銀行は2月27日、公定歩合を1%引き下げ(12.0→11.0%)、即日実施する旨決定した。

今次引下げは、1月9日(13.0→12.0%)に続く本年第2回目のものであり、引下げ幅は累計2%、水準としては74年6月の引上げ前の状態に復したかたちとなった(なお、今次措置の背景については「国別動向」参照)。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート、75年1月9日以降適用)。

基準割引歩合 11.0%(12.0%)

証券担保貸付 11.0~12.5%(11.5~13.5%)

輸出関係手形

短期手形 11.0%(12.0%)

中期手形

E C諸国向け 11.0%(12.0%)

その他諸国向け 4.5%(4.5%)

大蔵省証券買入れ利率 4.0%(4.0%)

◇フランス、市中銀行貸出金利を再引下げ

フランスの市中銀行は2月27日、短期貸出基準金利の0.7%引下げ(11.9→11.2%)をはじめとする一連の貸出金利引下げ(当座貸越13.95→13.25%等)を決定した(実施は3月3日から)。

今回の引下げは1月8日に続く2回目のもので、フランス銀行の公定歩合引下げを機に、最近の金融市場金利の低下に伴う資金コストの軽減に対応して決定されたものである。

◇フランス、イランとの濃縮ウラン供給に関する協定を締結

1. フランス政府は2月23日、イラン政府との間に濃縮ウラン供給に関する協定を締結した。

協定の概要は次のとおり。

(1) イランは Eurodif(濃縮ウラン生産を目的に1973年設立された合弁会社。出資比率フランス52.8%、イタリア25.0%、スペイン、ベルギー各11.1%)の工場建設資金に充当する目的で、フランスに対し10億ドルの融資(期間15年)を行う。

(2) また両国は新規に合弁会社を設立(出資比率フランス6:イラン4)し、Eurodif 株式の25%(上記フランス所有分の一部)を所有する。この結果、イランは Eurodif 株式の10%を間接的に所有することとなり、濃縮ウラン生産量の10%の供給が保証されることとなる。

(3) フランスは、イランの原子力エネルギー開発促進のため、専門家の派遣、技術者の養成など技術援助を行う。

2. 本協定は、長期的な展望にたって原子力エネルギー

開発促進に注力するイランと、オイル赤字ファイナンスのために長期資金の導入を必要とするフランスとの共通の利益を確保するものとみられている。

◇フランス、国際収支均衡達成のための中期目標を設定

1. フランス政府は2月25日、国際収支見通しに関する閣僚会議のあとコミュニケを発表し、遅くとも1980年までに経常収支の黒字計上を目指として設定した旨明らかにした。

これは、75年の貿易収支が改善傾向(赤字幅74年実績160億フラン→75年見通し70億フラン)にあるものの、貿易外、移転収支がさらに悪化するとの見通し(赤字幅74年約140億フラン→75年見通し150~200億フラン)を踏まえて設定されたものと説明されている。

2. なお、本発表に先づ2月11日、経済社会審議会(政府の諮問機関)は貿易外、移転収支赤字幅縮小策として、政府に対し概要以下のような答申を行っている。

(1) 運輸収支対策

同国商船の増強および港湾設備の拡充、近代化。

(2) 保険収支対策

保険、再保険受取り増大策としての同国保険会社海外支店の建設推進。

(3) 旅行収支対策

官民一体の観光宣伝促進、ホテル等受入れ施設の近代化。

◇フランス、企業組織改革委員会、改革案を発表

1. 企業組織改革委員会(委員長シドロー元建設相・文相、委員は11名でうち労使代表各3名)は、ジスカールデスタン大統領の諮問を受けて、昨年7月以来新しい労使関係のあり方等につき検討を続けてきたが、2月7日、大統領に答申を行い、同13日にその内容を公表した。

本答申の概要は次のとおり。

(1) 提言の趣旨……エネルギー危機を契機とする経済社会情勢の新展開を踏まえて、これから企業は従来の「経済成長(生産性、生活水準の向上)の手段(instruments)」から「より人間性豊かな組織体(organisations)」へと体質転換を図るべきである。

(2) 提言の主要内容

イ. 労働環境の改善推進……労働条件の改善に関する多年次計画の策定、労働者の苦情処理機構の拡充、筋肉労働の再評価、健康管理の改善、昇進基準の公表、男女格差の是正など。

ロ. 企業経営に対する労働者の参画推進……経営者側は、パートナーとしての労働組合の役割を再認識

し、既存の労使協議機構の機能強化に努めるほか、企業の最高意思決定に関する労使共同の監視体制(cosurveillance)確立などを検討すること。

ハ. その他……株式会社における出資と経営の分離明確化、社長の定年制(70歳)導入、少数株主の保護、連結決算公表の義務づけ、新企業形態(株主、従業員の共同出資、経営陣の共同選出などに基づく企業等)の開発・実験等。

2. 企業組織の改革は、ジスカールデスタン大統領が標ぼうする新しい社会、労働政策の中核をなすものであり、また、失業の増勢、労使紛争の多発化懸念といった現実の景気局面に従事しても、各界から強い関心が寄せられていた。政府は今後、本答申をもとに各界の意見をふまえて必要な立法措置を講じる意向であるが、それまでにはなお相当の時日を要するものとみられている。

◇イタリア、エネルギー節約措置を決定

1. イタリア政府は1月28日、概要以下のようなエネルギー節約措置の導入を決定した。

(1) 国有電力公社(Ente Nazionale per l'Energia Elettrica、略称 ENEL)の火力発電所の石油消費量を年間4.5百万トン削減し、これを天然ガス、石炭により代替する。

(2) 一般家庭の室内暖房の最高温度を摂氏20度とし、1日の暖房時間についても一定の制限を設ける。

(3) 人口70千人以上の市では、市内中心部に対する自家用車の乗り入れを禁止する。

(4) 76年7月1日以降に建設される新規建築物については断熱基準を設定する。

2. 今次措置は、貿易収支改善のため、石油消費量を年間7%削減し、石油輸入額を75年中約3,500~4,000億リラ(74年中の原油輸入額は約6兆2,700億リラ)圧縮することを目指したものである。

◇イタリア経営者団体連盟、賃金の物価スライド制の改訂等につき労組と合意

1. イタリア経営者団体連盟^(注)(Confederazione Generale dell' Industria Italiana、略称 Confindustria)は昨秋來、物価高騰に伴う所得の目減り補償などを要求するイタリア労働総同盟等3大労組との間で現行スライディング・スケール制(賃金の物価スライド制)改訂等の問題をめぐり中央交渉を継続してきたが、1月25日、概要以下のようない内容の協定締結に合意した。

^(注) 地域別、業種別経営者団体により構成されており、労働条件等に関し3大労組と中央団体交渉を行うほか、傘下団体の対労組個別交渉を指導している。

(1) 賃金の物価スライド制の改訂

今回改訂により、物価調整手当基準額(注)は大幅に引き上げられ(75年2月1日以降実施)、しかも77年2月1日までに従来ある職種間・資格間格差(75年1月31日までは最低372リラ～最高948リラ)を段階的に解消し、最終的には一律2,389リラとすることになった(ただし、金融業、商業は別途労使間で決定)。

(注) 本スライド制は全産業に適用される(公務員もこれを準用、ただし零細企業は除く)が、スライド方法は、物価上昇に応じ一定の物価調整手当を給与に上乗せするもので、具体的には下式による。

$$\left(\frac{\text{生計費指数}}{\text{四半期中の生計費指数}} \times \left(\frac{1\% \text{ポイントの上昇に}}{\text{つき職種別、資格別に}} \right) \times \left(\frac{\text{翌四半期中の}}{\text{月給に追加さ}} \right) \right) = \left(\frac{\text{定められている物価調整}}{\text{手当}} \right)$$

なお、物価調整手当基準額(カッコ内は50人以下の企業にのみ適用されるケース)は次のとおり。

(単位・リラ)

		~1975. 1.31	75.2.1~ 76.1.31	76.2.1~ 76.7.31	76.8.1~ 77.1.31	77.2.1~
事務	1 級	948	2,389	2,389	2,389	2,389
	2 "	709	1,938	2,119 (2,087)	2,239	2,389
	3 "	528	1,596	1,913 (1,861)	2,125	2,389
	4 "	469	1,484	1,846 (1,786)	2,087	2,389
	5 "	438	1,425	1,810 (1,746)	2,067	2,389
中間職	1 級	705	1,930	2,114 (2,083)	2,236	2,389
	2 "	461	1,469	1,837 (1,776)	2,082	2,389
作業職	1 級	491	1,525	1,871 (1,813)	2,101	2,389
	2 "	438	1,425	1,810 (1,746)	2,067	2,389
	3 "	412	1,376	1,781 (1,714)	2,051	2,389
	4 "	396	1,346	1,763 (1,694)	2,041	2,389
	5 "	372	1,300	1,786 (1,663)	2,026	2,389

(注) Mondo Economico 誌により試算。

なお、物価調整手当の計算に用いられる生計費指数の基準時点は、従来の56年5～6月平均(=100)から74年8～10月平均(=100)に変更。

(2) 本年の特例措置(注)として、75年2月1日以降金融業、商業を除く各産業の労働者の月給を1人当たり12,000リラ引き上げる。

(注) イタリアにおける賃金改訂交渉は3年ごとに行われる(時期は産業別に異なるが鉄鋼、自動車、機械等主要産業の次期改訂は75年秋)。

(3) 家族手当を20%引き上げる。

(4) 今回成立した新協定は77年12月31日まで有効とするが、有効期間中であっても、協定を結んだ各団体は6か月前に通告することを条件にこれを破棄することができる。

2. 今次協定に対する関係者の見解をみると、経営者側

が「労組の要求を満たすために、現在の経営環境の下でなしうる最大限の努力を払った」(ジョバンニ・アニエッリ経営者団体連盟会長<フィアット社社長>)と、大幅に譲歩した点を強調しているほか、労組側も「新協定によりこれまでのインフレに伴う所得の目減りが防止される点は評価される」(ルチアーノ・ラーマ・イタリア労働総同盟事務局長)との見方を示すなど、今次改訂交渉が労組側に有利なかたちで落着したものとみられるが、このような結果となった背景には、交渉期間中に、全国的規模のストが繰り返されるなど労使関係の悪化から生産の落込みが加速されたこと、あるいは75年秋に主要産業の賃金改訂が控えていることなどの事情から経営者側に労使関係の改善を急ぐ意識が強く働いていたものとの見方が多い。

◇イタリア銀行協会、預金利を引上げ

1. イタリア銀行協会(Associazione Bancaria Italiana)は2月12日、銀行間で協定している預金利の上限を以下のとおり大幅に引き上げ、3月1日から実施することを決定した(カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20百万リラ以下	6.50%未満 (—注)	8.00%未満 (1.25%)
20百万リラ超 50百万リラ以下	最高 6.50% (3.50%)	最高 8.00% (3.50%)
50百万リラ超 100百万リラ以下	〃 8.00 (4.00)	〃 9.50 (4.00)
100百万リラ超 250百万リラ以下	〃 9.50 (4.00)	〃 11.00 (4.00)
250百万リラ超	〃 10.50 (4.50)	〃 12.00 (4.50)

(注) 5百万リラ以下は0.5%未満、5百万リラ超20百万リラ以下は2.00%未満。

なお今回、従来の預金規模別区分を次のように変更することになった。

(旧分類) (新分類)

5百万リラ以下	} 20百万リラ以下
5百万リラ超20百万リラ以下	
20百万リラ超	20百万リラ超
50百万リラ未満	50百万リラ以下
500百万リラ以上	500百万リラ超
250百万リラ未満	100百万リラ以下

2. 今次引上げ措置は、72年5月1日の改訂以来約3年ぶりに行われたものであるが、これは昨年初来の物価高騰に伴う預金の目減りを補償すること目的として、イタリア銀行の指導の下に実施されたものとみられている。

◇イタリア、債券強制保有制度の実施細目を決定

イタリア銀行は2月17日、さきに支払準備制度と並んで改正された金融機関の債券強制保有制度(2月号「要録」参照)の実施細目を決定した。本細目の概要は以下のとおり。

- (1) 金融機関(農民・手工業者向け金融専門銀行<Casse Rurale ed Artigiane>および第2種動産抵当銀行を除く)は、本年1~6月の預金増加額の最低40%相当額(従来は預金残高の12%)を債券投資(注)に充当すること。

(注) 本制度において義務づけられている債券投資額は額面価格により計算される。

- (2) 上記の種類別構成(本年1~6月の預金増加額に対する債券種類別投資充当額の比率)は次のとおりとする。

- イ. 産業開発特別機関(イタリア興業銀行<Istituto Mobiliare Italiano>等)発行の債券………17%
- ロ. 政府系住宅金融専門機関発行の債券………8%
- ハ. 国債、一般事業債………15%

- (3) イタリア銀行は、毎四半期末、当該四半期中の預金増加額を基準にして本規制の実施状況を検査する(ただし過渡的措置として、本年3月末は74年11月~75年2月間、6月末は75年2~5月間のそれぞれの預金増加額を基準として行う)。

◇イタリア、景気振興策等を決定

1. イタリア政府は2月20日、概要以下のような財政・金融両面からの景気振興策の実施を決定した。

(1) 財政関係

郵便料金引上げおよび付加価値税等の増税に伴う歳入増などにより生じた歳入余剰(約1兆リラ、74年予算歳出の約4%)を財源とする総額9,980億リラの補正予算を編成し、主として次のような諸措置を実施する。

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| イ. 住宅建設および農業改善事業向
け融資に対する政府の利子補給額 | } (支出配分額)
…4,350億リラ |
| を引き上げる。 | |
| ロ. 公立学校の建設を促進する。 | |
| ハ. 地域開発援助のため地域開発基
金を新設する。 | } …3,530億リラ |
| ニ. 公務員の退職年金等を増額す
る。 | |
| ホ. 政府管掌の郵政事業収支赤字を
補てんする。 | } …2,000億リラ |

(2) 金融関係

イ. 74年4月に導入されたイタリア銀行の行う量的貸出規制は引き続き実施するが、きたる4月以降の新年度(75年4月1日~76年3月31日)分貸出増加限度額を約1割増額する(従来22兆4,000億→24兆7,000億リラ)。

ロ. 預金貸付金庫(注1)(Cassa Depositi e Prestiti)の対地方公共団体向け貸出増加限度額を3,000億リラ引き上げる。

ハ. 輸出貢献企業の設備投資促進のため中小企業信用中央公庫(注2)(Istituto Centrale per il Credito a medio termine a favore dell medie e piccole industrie、略称 Mediocredito)に対する貸出増加限度額を1,000億リラ引き上げる。

(注1) 政府系金融機関の一つであり、郵便貯金、利付債券の発行等により調達した資金を地方公共団体向け融資などに運用することを主要業務とする。

(注2) 中小企業関係中期金融機関の中央機関(公社組織)。債券発行により調達した資金を、取引先金融機関に対する中期手形(期限5年以内)、輸出手形等の再割引および担保貸付などに運用することを主たる業務とする。

2. 今次諸措置についてコロンボ蔵相は、「イタリア経済は、74年11月、12月とノン・オイル収支で連続黒字を記録したほか、物価の騰勢も鈍化するなど、このところ昨年末までの引締め政策の効果浸透から国際収支、物価の改善傾向が目だつようになってきた。その反面、生産の落込み幅が急拡大する一方、失業も著増をみるような状況にあり、これまでの金融・財政政策は過度に抑制的であって、このまま推移すると景気は短期間のうちにさらに急激な悪化をみる懸念が強まってきた。このため生産・投資の促進および輸出振興を図るべく各種措置の実施を決定したものである。しかしながら、国際収支改善、インフレ抑制には引き続き注力していく必要があるため、量的貸出規制そのものは存続させることとした」旨説明している。

◇オーストリア、対外借入審議会を設置

オーストリア大蔵省は1月中旬、対外借入審議会(Council for Borrowing Operations Abroad)を設置(2月1日から機能開始)する旨、明らかにした。本審議会は大蔵省が主宰し、オーストリア中央銀行ならびに4大市中銀行によって構成されるもので、海外各国の金融市場動向などを検討し、中央銀行の対外借入れ認可に関し助言を与えることを主目的とする。なお定例会合は、少なくとも月1回の開催が予定されている。

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金積立義務を強化

スイス中央銀行は2月7日、商業銀行の対外債務に対する準備預金の積立義務免除率(最低準備制度上の所要積立額<73年11月25日の積立残高>に対する免除率)を現行80%から50%に引き下げ、2月末積立分から実施する旨決定した。この結果、積立残高は現行の約3.5億スイス・フランから約8.5億スイス・フランに増加し、約5億スイス・フランの資金が吸収されることとなる。同行では本措置について、「1月6日から22日までの間に、約12億スイス・フラン相当のドル買介入を行ったが、これによってマネー・サプライが適正な伸びを上回るおそれが出てきたため、過剰流動性の一部を吸収、凍結することとしたもの」としている。

なお、対内債務に対する積立義務は74年12月1日以降全額免除(74年11月21日決定)となっている。

◇スイス、公定歩合を引下げ

スイス中央銀行は2月28日、公定歩合を5.5%から5.0%へ0.5%引き下げ、3月3日から実施する旨決定、発表した(債券担保<ロンバード>貸付歩合は6.0%に据置き)。

本措置について市場筋では、「このところ高騰を続けているスイス・フラン相場に対する心理的効果を念頭におき、近隣諸国の公定歩合引下げの動きおよび国内市中金利の低下傾向に追随したものとみられる。したがって、ロンバード貸付歩合が据え置かれたことからも明らかのように、インフレとの戦いという現行金融政策の基本的方針転換を意味するものではなかろう」との見方を行っている。

◇ポルトガル暫定政府、経済・社会3か年計画を発表

1. 74年4月25日、カエターノ独裁政権に代わって成立了ポルトガル暫定政府(左派系軍民連立政府……社会党、共産党、軍部左派等左翼勢力の連合体。大統領ゴメス将軍)は2月20日、経済・社会3か年計画を発表し、今後ポルトガルは「北欧福祉国家型の混合経済方式をめざしていく」ことを明らかにした。これと同時に、かねて実施が公約されていた制憲議会選挙は、4月12日に行われることとなった。

2. 本計画において特徴的な点は、共産党など急進派が以前から主張していた強硬路線(産業全面国有化、大土地所有の廃止など)が排除され、社会党の主唱する「英國労働党型」穏健路線が採用されたことである。具体的な内容は以下のとおり。

(1) 国民は「国家再建のため、耐乏、規律、勤勉が要求される」とうたわれ、産業国有化については「真の国益に反しないかぎり、私企業の自由活動を認める」旨、明記されている。

(2) 経済政策については、金融引締めの継続、食糧に対する価格補助金の増額などのインフレ対策に加え、不要不急物資の輸入規制、失業手当増額などの措置が盛り込まれている。なお、所得政策の導入も検討中と伝えられる。

◇ギリシャ、税制改正案を発表

ギリシャ政府は1月29日、概要以下のような税制改正案を発表した。

(1) 中・低所得層(納税者の95%が該当)の税率を引き下げる。他方、年間所得が1百万ドラクマを超える層については税率を引き上げる。

(2) 企業の配当支払に対する税率を引き上げる(アテネ証券取引所上場企業…30→33%、非上場企業…38→41%)。

(3) 不動産所有税を新設する(評価額10百万ドラクマを超えるものを対象、税率0.5~1.0%、法人所有の不動産は除外)。

◇アイスランド、クローナを切下げ

1. アイスランド中央銀行は2月12日、アイスランド・クローナを各通貨に対し20%切り下げ(たとえば1米ドル当り119.70→149.60クローナ)、2月14日以降実施する旨発表した。

2. 本措置について当局筋では、「最近貿易収支赤字がとみに拡大傾向を強めていることに対処したもの」と説明している。すなわち、アイスランドは昨年中2回にわたって切下げ(5月4%、8月17%)を行ったほか5月に輸入預託金制度(輸入金額の25%を中央銀行に強制預託、無利息)を導入するなど、貿易収支対策を実施してきたが所期の目的を達せず、赤字幅はむしろ拡大傾向に

アイスランドの貿易収支

(単位・億クローナ)

1973年(年間)	△ 4.9
1974年(第1四半期)	△ 10.2
〃 (第2 〃)	△ 13.7
〃 (第3 〃)	△ 17.4
〃 9月	△ 27.7
〃 10月	△ 35.7
〃 11月	△ 9.3

(注) 月平均、季節調整済み。

ある。ちなみに、最近の貿易収支じり推移は前表のとおり。

◇スウェーデン、労働者の経営参加に関し試案を発表

スウェーデンの労働立法委員会(政府の諮問機関)は1月16日、過去3年間にわたる検討の結果として、経営民主化に関する報告を政府に提出し、その中で以下の諸点につき現行労働法に必要な改正を加えるよう提案した。

本提案によれば、明年以降雇用者と被雇用者代表との間に生ずるすべての問題は、労使双方による協議にゆだねられ、とくに生産計画を含む各種経営政策に関する問題については、両者の協議が義務づけられている。しかも、工場閉鎖、生産削減、会社合併、労働時間変更等重要な決定を下す場合には、労働者側の同意が必要とされている。

なお本提案は、今後、政府・議会での検討を経て立法化され、遅くとも1977年1月1日までには実施に移される見込みとされている。

◇デンマーク、社会民主党政権の成立

デンマークでは、自由党内閣総辞職(1月28日)以降組閣工作が難航していたが、2月13日に至りイエルゲンセン元首相を首班とする社会民主党単独少数内閣が成立し、政局の混迷に終止符が打たれた。しかしながら、深刻な経済危機(2月号「要録」参照)の下、少数与党内閣(総数179のうち53議席)の前途は多難との見方が多い。

◇アルジェリア、1975年度予算を発表

アルジェリア政府は、このほど1975年度(暦年ベース)予算を発表した。本予算では、74年度に引き続き石油収入の大幅増加を見込んでおり、これをてこに食料品の価格補助金給付、文教面の充実などの民生安定策を推進するとともに、経済開発の積極化(74年度から第2次開発4か年計画を実施中)を企図、歳出規模は総額388億ディナール(約95億ドル)と2年連続の大幅拡大をみている(前年度比+52.4%、74年度の対前年度比+38.3%)。概要次のとおり。

(1) 一般会計予算をみると、歳入は石油収入の著増(前年度比2.0倍、歳入に占める割合、74年度45.8%→75年度59.1%)を主体に、ぶどう酒、たばこ、乗用車等に対する増税措置もあり、総額220.0億ディナールと前年度比55.1%の大幅増加。

一方歳出は、歳入増加とほぼ見合い前年度比54.2%増となっているが、食料品に対する価格補助金(32億ディナールを新規計上)や文教費(前年度比+30.8%)、

アルジェリアの1975年度一般会計予算

(単位・億ディナール、前年度比・%)

		金額	前年度比
歳出	一般行政費	131.7	+ 71.2
	うち価格補助金	32.0	-
	文教費	21.1	+ 30.8
	国防費	10.3	+ 53.0
	政府投資	86.8	+ 33.6
	計	218.5	+ 54.2
歳入	石油収入	130.0	+ 100.0
	税	73.0	+ 59.1
	国営企業収入等	12.0	- 24.1
	その他とも計	220.0	+ 55.1
	収支じり	1.5	-

(注) なお、国営・公営企業投資会計の支出額169.9億ディナール(前年度比+50.2%)を加えた歳出総額は388.4億ディナール(同+52.4%)。

インフラストラクチャ等への政府投資(同+33.6%)などに重点的に配分されている(なお収支じりではわずかながら黒字を計上)。

(2) 次に国営・公営企業投資会計では、工業(投資額前年度比+53.8%)、運輸(同+72.2%)両部門への投資拡大を中心とし、総額169.9億ディナールと前年度比50.2%の支出増加を計画、その財源は国債発行やサウジアラビア、クウェートなどからの借款に依存する模様。

アジア諸国

◇アジア開発銀行、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は2月19日、通常資金による貸出金利を年8.25%から8.75%に引き上げるとともに、72年現在の1人当たりGDPが850ドルを超えるシンガポールおよび香港に対してはさらに0.75%高い9.5%に引き上げ、2月14日以降の融資承認分から適用する旨発表した(なお、アジア開発基金の貸出については、従来どおり年1%相当の手数料のみを徴収)。

今回の措置について同行では、世界銀行の貸出金利引上げ(1月23日決定、年8.0→8.5%、2月1日以降の融資承認分から適用)に追随したもので、最近の資金調達コストの上昇からみてやむをえないものと説明している。

◇韓国、支払準備率を変更

韓国銀行は2月14日、金融機関の支払準備率を次のとおり変更した(単位・%、カッコ内は改訂前)。

商業銀行

要求預金	23	(21)
貯蓄性預金	16	(17)
農業協同組合・同中央会		
要求預金	20	(18)
貯蓄性預金	14	(15)

今次措置は、不況の深刻化に伴い貯蓄の減退が懸念される(注)情勢下、貯蓄性預金の準備率を引き下げ(反面、要求預金は引上げ)、金融機関による貯蓄性預金の吸収を促進するためとられたもの。なお市中流動性に及ぼす影響はおむね中立的とみられている(要求預金と貯蓄性預金の残高構成は現在およそ1:2であるので、準備預金の総所要額はほぼ不变)。

(注) 韓国政府の経済見通し(本年1月発表)では、75年の貯蓄率は16.3%(74年20.0%)に低下すると予想。

◇香港、預金・貸出金利を引下げ

香港の為替銀行協会(The Exchange Banks' Association)は、2月19日および22日の2回にわたり定期預金の協定金利(注)を計1.5%引き下げ、22日には昨年12月16日以降停止していた通知預金の受入れを再開した(金利は受入れ停止前より0.75%引下げ)。今回の措置は、最近における海外金利の低下と地場産業の業況悪化にかんがみ実施されたもの。新預資金利は次のとおり(年利・%)。

	2月18日以前	2月19日以降	2月22日以降
通知預金	—	—	4.25
定期預金			
3ヶ月	6.0	5.5	4.5
6ヶ月	7.0	6.5	5.5
12ヶ月	7.5	7.0	6.0

一方、預資金利の引下げに伴い、主要英系2行(香港上海、チャータード)は貸出プライム・レートを2月16日および22日にそれぞれ0.5%、1.0%引き下げ7.5%とした。

(注) 普通預資金利は1月1日に0.5%引き下げ現在4.5%であるが、3月1日以降3.5%に引き下げる旨決定ず。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、昨年12月10日(1月号「要録」参照)に続き1月21日、為替レートを1米ドル=685ピアストルから700ピアストルに2.2%切り下げた。なお、米国援助物資の輸入については、特別補助金が1米ドル当り60ピアストルに据え置かれたため、実効為替レートは1米ドル=640ピアストル(従来625ピアストル)となる。

◇マレーシア、織維製品の輸入を規制

マレーシア政府は1月13日、綿糸、綿織物、合織糸(短纖維)、合織織物等織維製品45品目につき輸入許可制を導入した(既契約分にも適用)。

同国の織維業界では、昨秋來内需の不振に加え、韓国などからの安値輸入の増大もあって大幅な操短に追い込まれているため、政府に対し輸入制限の実施を要請していたもの。

◇シンガポール、預貸資金利を引下げ

シンガポール金融管理庁(MAS)は2月15日、市中預貸資金利の0.5%引下げを決定し17日から実施した。

(1) 貸出プライム・レートを年9.5%から9.0%に引き下げる。

(2) 預資金利を次のとおり引き下げる(年利・%)。

	新	旧
普通預金	4.5	5.0
定期預金1ヶ月	5.0	5.5
3ヶ月	6.25	6.75
6ヶ月	6.75	7.25
9ヶ月	7.25	7.75
12ヶ月	7.5	8.0

(注) 1年超の定期預資金利は、従来どおり各銀行の自由裁量にまかせる。

同国では、国内景気の後退に対処して昨年10月以来すでに3回にわたり預貸資金利の引下げを実施してきたが、最近における海外金利の急速な低下などをながめて今回いっそうの金融緩和措置をとったものとみられている。

◇パキスタン、家電製品等の輸入関税を引上げ

パキスタン政府は2月1日、家電・合織製品、自動車等22品目の輸入について、一律25%の追加関税を賦課することとし、即日実施する旨発表した。今回の関税引上げ品目のうち主なものは次のとおり。

冷蔵庫、エアコンディショナー、ルーム・ヒーター、プレーヤー、家庭用温水器、合織製品、乗用車、ジープ、ココア、コーヒー等。

今次措置の背景としては、①貿易収支が昨秋來一段と悪化していること(貿易赤字幅、74年7~9月平均48百万ドル→10~11月同79百万ドル)、②合成纖維等については、最近韓国、台湾などからの安値輸入の増大によって国内産業が圧迫されていること、③財政面では、食糧、肥料等の輸入価格高騰に伴う価格補助金の負担増大や綿糸・綿布の輸出税撤廃などに伴い財源確保の必要に

迫られていたこと(注)、などの事情が指摘されている。

(注) 政府は歳入増加を図るため、本措置と併行して同日次のような公共料金等の引上げを決定(カッコ内は値上げ幅)。
産業用ガス(50%)、同電力(15%)、灯油(33%)、自動車用ガソリン(8%)。

◇パキスタン・イラン経済協力閣僚会議の開催

パキスタン、イラン両国政府は2月10~12日、テヘランにおいて第2回経済協力閣僚会議を開催し、今後の経済協力推進について次のとおり合意した。

- (1) 今後3か月以内に長期貿易協定を締結する。
- (2) 両国は合弁によりパキスタン国内に紡績会社(規模約10万錠)とセメント会社(年産能力約30万トン)を新設する(出資比率はいずれもパキスタン51%、イラン49%)。また、イランはこの両社に対し総額48百万ドルの融資を行う。さらに将来、同様な方式によって紡績・肥料・セメント会社を設立することを検討する。
- (3) 両国的主要幹線鉄道を連結させるための調査を開始し、78年以降工事に着手する。
- (4) イランは、パキスタンにおける工科大学および医科大学の設立を援助するため、7.2百万ドルを贈与する。
- (5) 第3回経済協力閣僚会議は76年中に開催する。

両国はともに回教国として従来から密接な外交関係にあるうえ、石油危機発生以後パキスタンはイランとの経済関係緊密化をねらって第1回両国閣僚会議(74年3月、イスラマバード)を主催し、多額の援助(約束額、580百万ドル、8月67百万ドル)を取り付けているが、今回の会議では両国間の経済協力をより広い分野に拡大することについて合意に達したもの。

◇イラン、SDRリンク制を採用

イラン中央銀行は2月12日、同国通貨リアルの対米ドル直接リンク制を廃止して、新たにSDRとリンクさせることとし、即日実施する旨発表した。

(1) 措置の概要

イ. $1 \text{ SDR} = 82,2425$ リアル(スマソニアン通貨調整時以降の平価)を基準とし、日々SDRの対米ドル・レートによってリアルの対米ドル・レートを算定する。

ロ. こうして算定された対米ドル・レートが中心レート(スタート時は従来どおり $1 \text{ 米ドル} = 68,1747$ リアル)の上下各2.25%の上限(ないし下限)を5日間連続して超えた場合、その上限(もしくは下限)レートをもって6日目以降の新しい中心レートとする(注)(ただし、為替相場安定化の観点から、中心レートが上記のようにして変更されないかぎり、実際の売

買レートは動かさない模様)。

- ハ. 米ドル以外の通貨に対するレートは、リアルの対米ドル・レートを基準とし、国際金融市场におけるその他通貨の対米ドル・レートの動きを反映させて日々決定する(従来どおり)。
- ニ. 近い将来、先物為替市場(6か月ものまで)を創設する。

(注) イラン中央銀行は2月20日、本制度導入に伴う第1回目の中心レート変更措置として、従来の中心レートの上限に相当する $1 \text{ 米ドル} = 66,641$ リアルに新中心レートを引き上げ、これを売買相場の仲値とした。

(2) 背景

同国では、従来米ドルとの直接リンク制を採用していたことから、最近のように米ドルがマルクやイス・フラン等に対して大幅に下落すると、これら通貨に対するリアルのレートが自動的に切り下げられ、これに伴う輸入価格の上昇が国内インフレを加速するそれが強まったため、今回米ドルの対SDRレートが低下するにつれて、リアルの対米ドル・レートを段階的に切り上げる措置をとったものとみられる。なお同国では石油収入の増大を映じて外貨準備が著増している(73年末12.4億ドル→74年末83.8億ドル)こともあり、本措置に伴う国際収支面への悪影響はほとんど無視しうる状況にある。

共産圏諸国

◇ソ連、東欧諸国向け原油輸出価格を引き上げ

ハジガリーの社会主義労働者党機関紙(ネーブサバチャーグ、2月23日号)によれば、ソ連の同国向け原油輸出価格は75年初から2.3倍に引き上げられ(トン当たり16→37ルーブル、輸送費を含む)、また他の東欧諸国に対しても、輸送費を別とすれば同率の引き上げが行われたと報じられている。

従来は、コメコン諸国間の貿易取引の価格が5か年計画(現行71~75年)の期間中に改定されることはほとんどなかったが、今回の措置は取引価格を国際価格にさや寄せする旨のコメコン執行会議の決議(75年1月)に沿って実施されたもので、ルーマニアを除く東欧5か国は石油需要の約9割をソ連からの輸入に依存しているだけに、その影響は大きいものとみられている(なおソ連は、東欧諸国からの機械、軽工業品の輸入価格をある程度引き上げることも検討しているといわれる)。

◇ ブルガリア、1975年経済計画を発表

ブルガリア政府は、このほど1975年経済計画を発表した。概要次のとおり。

- (1) 工業生産は前年比8.0%増(前年目標同11%増)とし、化学、機械、鉄鋼など基礎産業部門の生産性向上を主軸としてこれが達成を図る。
- (2) 農業の増産目標を9.3%(前年目標5.7%)に高め、73~74年の不振(両年の実績はともに前年比3%増)をばん回する。
- (3) 生産国民所得の目標は前年比9.0%増と前年の目標(10.0%)よりも若干低めに設定されているが、これが実現される場合には今次5か年計画全体の目標(75年の70年比47%増)も達成されることになる。なお、75年の1人当たり実質所得は前年比4.3%増(前年目標5%増)、また小売売上高は同7.1%増(同8.5%増)の計画と

する。

- (4) 投資は総額46億レフと前年計画比2.6%増にとどめ、新規投資よりは改良投資に重点を置く。
- (5) 貿易の目標は総額85億ドル(前年計画比13.0%増)とし、引き続きソ連との貿易拡大に努力する。

◇ 中国、1974年中預金実績を発表

中国は2月11日、1974年中の預金動向を発表した。主要点は次のとおり。

- (1) 預金総額は、74年中13%増加し、74年末残高は、65年末に比し2倍以上に増大した。
- (2) 地域別では、河北、湖南、湖北、黒竜江、吉林、雲南、新疆、青海などの省・自治区で預金増加額が前年実績比30~80%増となった。
- (3) チベット自治区の農村預金残高は65年末比11倍に達した。布曲人民公社の場合、1戸当たり平均預金残高は1,400元に増加した。

こうした預金増加の背景として、①都市部では、生活の安定化や勤僕貯蓄運動の推進などから新規加入者が急増したこと(北京、上海、天津の3市の預金者は74年中60数万人増加)、②農村部では、農業生産の拡大に伴い所得水準が向上したこと、などが指摘されている。

ブルガリアの主要経済指標

	1971年 実 繢	1972年 実 繢	1973年 実 繢	1974年		1975年 計 画	5か年計画目標 年平均増加率
				計 画	実 繢		
生産国民所得	8.2	7.0	8.7	10.0	10.0台	9.0	7.7~8.5
工業生産	9.0	9.3	10.6	11.0	11.0弱	8.0	9.2~9.9
農業生産	3.1	4.8	3.0	5.7	3.0弱	9.3	3.2~3.7
投資高	1.7	10.0	5.2	13.0	n.a.	2.6	6.8
小売売上高	6.9	6.6	8.6	8.5	n.a.	7.1	6.8
貿易高	12.6	10.5	13.3	17.0	n.a.	13.0	9.9~10.5

(注) 貿易高はコメコン諸国との貿易のみの計画。